

事務事業名	軽自動車税賦課事務				担当	総務部 税務課 諸税係	
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり			増補版施策名		
施策名	4	健全な財政運営			☐ 実施計画上の主要事業		
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠	地方税法、真岡市税条例					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～）	
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	2. 徴税費	2. 徴税費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
事業概要	軽自動車税については、地方税法により市町村の賦課事務となっている。 4月1日現在の軽自動車の所有者に対し、車両の種類や年式、燃費性能に応じて区分し税率を定め賦課している。 5月上旬に納入通知書を発送、納期限は5月末日である。 平成20年度からコンビニエンスストア納付が、平成30年度からヤフーアプリ納付が開始。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 毎月の廃車・新規登録等の異動データを基に車両区分に応じ賦課決定し、納入通知書を発送。 31年度計画 平成30年度に同じ。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
				ア	軽自動車税賦課台数	台	36,955	37,564	37,387	37,156	36,564
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 軽自動車税納税義務者 （原付自転車、軽自動車、小型2 輪車、農耕用作業車等の4月1日現在における所有者）				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
				ア	軽自動車税納税義務者	人	23,385	23,786	23,871	23,844	23,255
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な課税				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
				ア	適正に賦課された台数	台	36,955	37,564	37,387	37,156	36,564
				イ	適正に賦課された割合	%	100	100	100	100	100
				ウ	軽自動車税の調定額	千円	178,825	219,461	228,899	238,360	230,091
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 財源の確保				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
				ア	軽自動車税収納率（現年度分）	%	96.7	95.9	96.4		96.6
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	4,221	4,904	4,506	4,478	4,562		
			事業費計（A）	千円	4,221	4,904	4,506	4,478	4,562		
	人件費		正規職員従事人数	人	3	3	2	2	3		
			延べ業務時間	時間	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050		
			人件費計（B）	千円	4,400	4,361	4,358	4,377	4,377		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	8,621	9,265	8,864	8,855	8,939		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		地方税法に基づき、税財源として賦課している。									
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？		4 輪の軽自動車については、平成 2 年 1 月に排気量が660cc以下となり、さらに平成 1 0 年 1 0 月には、衝突安全規格の対応のため車両寸法が拡大された。 平成28年4月からは税率改正により約1.2ないし1.5倍の増税。軽3・4輪車は初年度登録から13年経過すると約20%重課となり、H27.4以降の新規登録車については、グリーン化特例により燃費性能に応じて税率が軽減となる。令和元年10月からは、県税である自動車取得税が廃止され、軽乗用車にも環境性能割課税が適用されることになっている。徴収方法は、自動車取得税と同様に県が徴収し、市町村に納入し、市は取扱手数料を県に支払う。									
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 適正な課税をすることにより、自主財源を確保する。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 地方税法により定められており、自主財源を確保する必要がある。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 地方税法で定められている範囲において、適正な課税をしている。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 地方税法に基づく課税であり向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 地方税法で定められており、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 賦課システムは電算化されており、事業費は委託料が主である。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費である。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 地方税法及び市税条例に基づき、適正に賦課している。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							